

有床診療所・病院に対するスプリンクラー設置の義務化について

	病院 ※1		有床診療所 ※1、2	
	療養病床又は一般病床を有するもの (精神・感染症・結核病床を一部有するものを含む。)	精神・感染症・ 結核病床のみ	定義上、療養病床又は一般病床を有するもののみ	
			病床数が4床以上(19床以下)	3床以下
下記以外のもの	設置義務	対象外	設置義務	対象外
夜間における見守り体制	対象外 夜間においても相当程度の患者の見守り体制 (13床当たり職員1名)を有する病院		設置義務	対象外
特定の13診療科名のみ※3	対象外		対象外	
施設構造(延焼抑制)	対象外		対象外	

※1 延べ面積3,000㎡未満のものが対象

※2 前年1日平均入院患者数が1名未満の診療所は含まない。

※3 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科

○ 3,000㎡以上の有床診療所については、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置(現行:6,000㎡以上)

○ 設置義務対象外についても補助金を活用して、設置を促進

消防法施行令・消防法施行規則の主な改正内容について

平成26年7月
消防庁予防課

消火器の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消火器」を設置（現行：150㎡以上）

火災通報装置の設置基準の見直し

- 全ての有床診療所・病院に「消防機関へ通報する火災報知設備」を設置（現行：500㎡以上）
- 避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、自動火災報知設備と連動起動化

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置（現行：病院3,000㎡以上、診療所6,000㎡以上）
- 具体的には、次のものについては対象外とする。
 - ・ 患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの
(産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・肛門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科)
 - ・ 延焼を抑制する施設構造を持つもの
 - ・ 夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)がある病院
 - ・ 精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
 - ・ 3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所
- 3,000㎡以上の有床診療所は、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置（現行：6,000㎡以上）
- 水道連結型スプリンクラーの設置可能施設を拡大

経過措置

- 既存施設へのスプリンクラー設備の設置については、2025年(平成37年)6月末まで適用を猶予
- 新築施設については、2016年(平成28年)4月から適用